

## 生活圏域の考え方とその形成策の方向性（たたき台） 参考資料

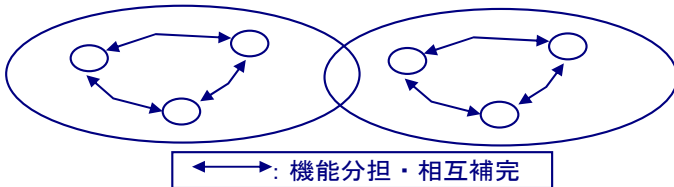
○ 国土審議会調査改革部会における「二層の広域圏」の考え方	3
○ 国土審議会調査改革部会における「生活圏域」に対する都道府県の意見	4
○ 国土審議会計画部会における「生活圏域」の考え方（案）	5
○ 地域社会の段階構成と機能別施設群の対応関係	6
○ コミュニティの重要性	7
○ 地域の人のつながり	8
○ 地域の活動などへの参加	9
○ コミュニティレベルの地域運営事例	11
○ 高齢者の人材マッチング事例	14
○ 通勤、医療、買い物など目的別に圏域が重層化している事例	15
○ 広域行政機構による事務の共同処理の状況	16
○ 広域連合制度の活用	17
○ 広域連合の事務にかかる構成市町村の負担割合の例	18
○ 知的財産業の従業員数と都市圏人口規模の相関	19
○ 都市の拠点性の低下	20
○ 市街地の計画的な縮退に対する市町村の意見	21

# 国土審議会調査改革部会における「二層の広域圏」の考え方

## 二層の広域圏の考え方

### 生活圏域（生活面）

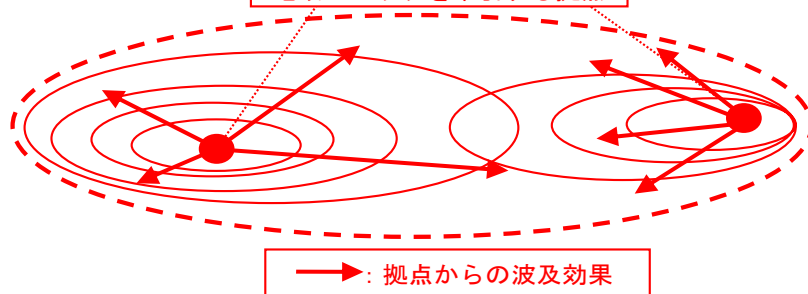
- 複数の市町村からなる圏域
- 圏域内での機能分担・相互補完による各種の都市的サービスの維持



### 地域ブロック（経済面）

- 都道府県を越える規模の圏域
- 「選択と集中」の考えに基づく重点的投入

地域ブロックを牽引する拠点



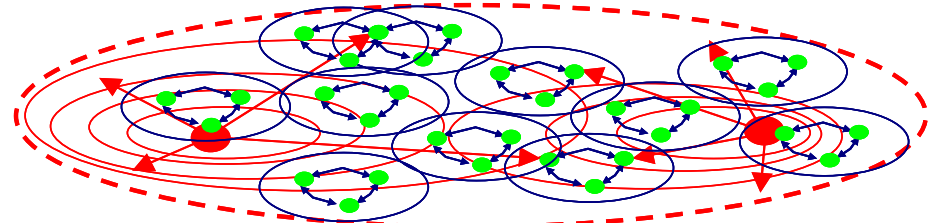
## 地域づくりの考え方

○住民が帰属意識を持ち安心して住み続けられる地域社会づくり  
(地域資源の活用による自助、ネットワークによる互助)

⇒バランスを持った「ほどよいまち」の形成：

生活面では都市的サービスを提供、

経済面では拠点からの波及を活かし、地域ブロックの競争力の支え



●：バランスを持った「ほどよいまち」

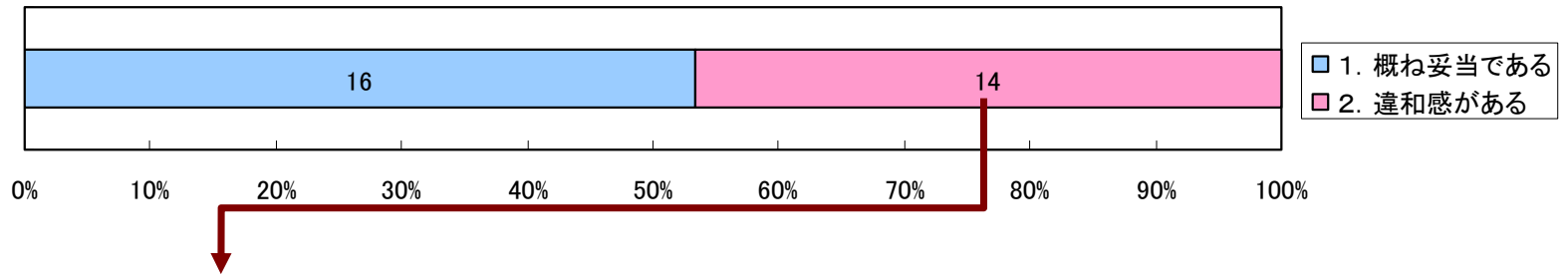
### 生活圏域

人口減少下にあっても、生活に関連する諸機能を維持し、地域社会を保っていくためには、地域の実情を踏まえつつ、人口規模で30万人前後、時間距離で1時間前後のまとまりが目安。

### 地域ブロック

ほぼ一国としての諸資源や機能、施設を有し、国際社会の中で伍する競争力を有し、先進国として相応しい水準を維持することが必要であることを考慮すれば、その規模は人口約600～1,000万人程度以上。

## 国土審議会調査改革部会における「生活圏域」に対する都道府県の意見



### 【違和感があるとする具体的な理由】

#### ■一律の基準であること

- ・二層の広域圏では「地域ブロックの自立・特色」を掲げているにもかかわらず、各地域の違いを考慮せず「生活圏域」を人口規模、時間距離等、全国一律の基準で定める手法に違和感がある。
- ・「生活圏域」の想定規模として、人口規模(30~50万人以上)、時間距離(1~1.5時間程度)を掲げているが、これらについては、各都道府県によって事情が大きく異なっており、一律に設定することは困難である。
- ・生活圏は人によって異なり、特に現在の多様な行動形態に対応するような定義づけは困難である。

#### ■生活圏域に含まれない地域の取扱が不明確であること

- ・「生活圏域」と「生活圏域」外となる地域との関係をどのように整理するのかが不明である。
- ・『生活圏域』の定義に従った場合、『生活圏域』に含まれない地域が出てくるが、そのような地域がないよう『生活圏域』を設定すべきである。また、公共交通機関が発達している都市とは違い、地方では、過疎化・高齢化が急速に進行しており、路線バスが維持できず、交通弱者の生活の足の確保が困難な状況であることから、サービスを提供する生活圏の範囲として、1~1.5時間(往復2~3時間)圏は大きすぎる。

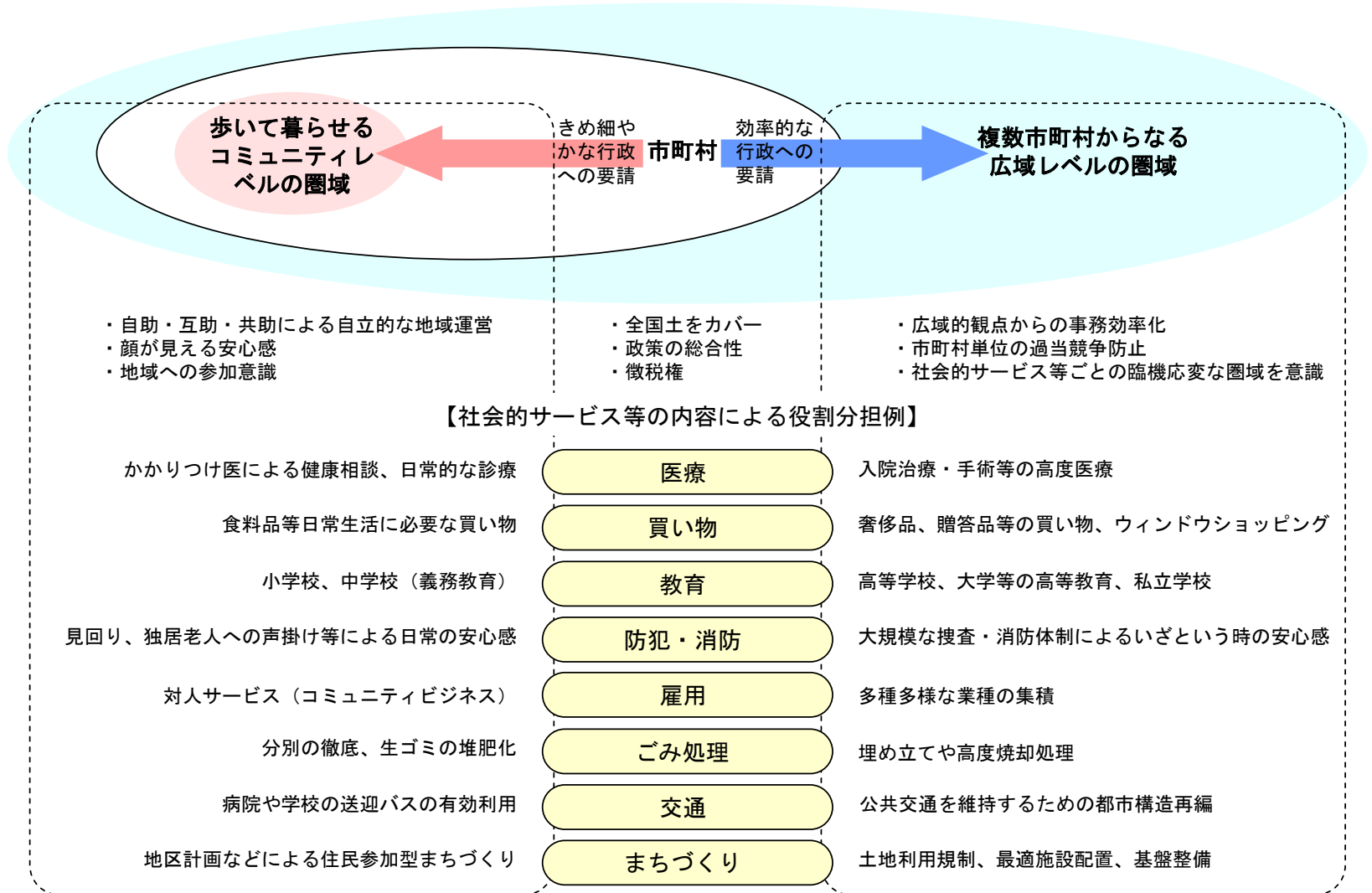
#### ■生活圏域を具体的に想定しにくいこと

- ・「二層の広域圏」の生活圏域が機能する地域は、地勢的条件や公共交通機関の整備状況などの一定の条件が必要なのではないのだろうか。本県の場合、生活圏域として、将来どのような姿になるのかを想像しにくい。
- ・本県の地理的状況から「地域ブロック」「生活圏域」の具体的な姿が見えない。

(備考) 平成18年1月に都道府県に対しアンケート調査を実施。30の都道府県から回答を得た。

(出典) 国土計画局作成

# 国土審議会計画部会における「生活圏域」の考え方（案）



## 地域社会の段階構成と機能別施設群の対応関係

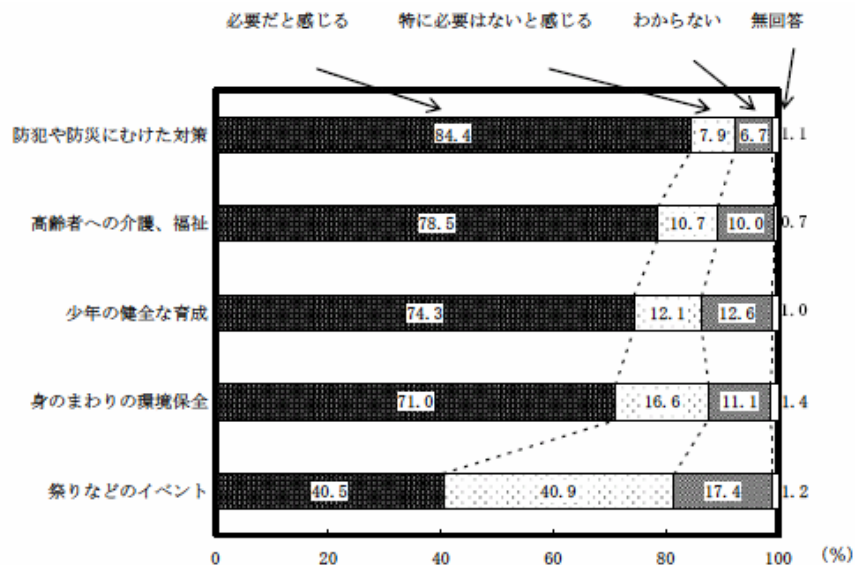
地域社会段階	近隣	コミュニティ	地区	市町村	定住圏	都道府県	地方ブロック	国
生活圏との対応		日常生活圏		週間生活圏		月間生活圏	年間生活圏	
防災・安全	消火栓	消防分団 派出所	消防出張所 災害避難拠点	消防署 警察署	消防本部	県警本部		
衛生	ごみ置き場		清掃事務所	清掃工場 埋立処理場				
情報伝達	ポスト	郵便局 新聞販売店		中央郵便局		新聞社		
医療・保健		開業医・診療所		救急センター 保健センター	総合病院 保健所			
社会福祉	保育所		養護老人ホーム		特別養護老人ホーム			
労働				公共職業 安定所	職業訓練所	総合職業 訓練所		
商業・金融	日用品店舗	スーパーマーケット	ショッピングセンター		百貨店 地方銀行支店		地方銀行本店	
教育		公立小学校	公立中学校		普通高校		総合大学	
集会・文化	集会所		公民館	中央公民館		県民会館		国際会議場

(出典) 都市機能要覧 (S55、国土庁) より抜粋

## コミュニティの重要性

◆防犯・防災、介護・福祉などの分野で地域の人を中心となって取り組む必要があると回答した人の割合が高い

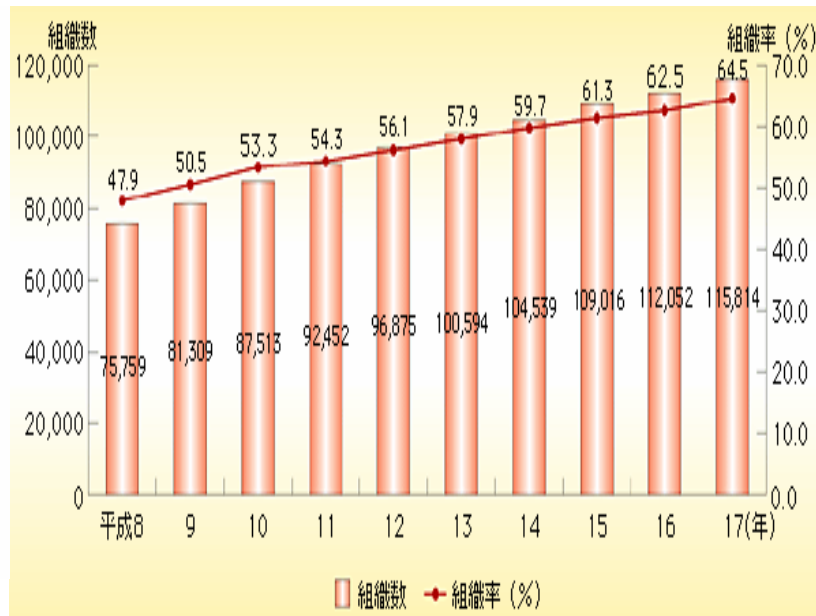
質問「あなたは、次の項目についてあなたの住んでいる地域の人を中心となって積極的に取り組むことが必要だと感じますか。それぞれについて、あてはまるものに○をお付けください。（○はそれぞれ1つずつ）」



(備考) 回答者は、全国の15~79歳までの男女3,908人。

(出典) 平成15年度国民生活選好度調査 (内閣府)

<参考> 自主防災組織の推移

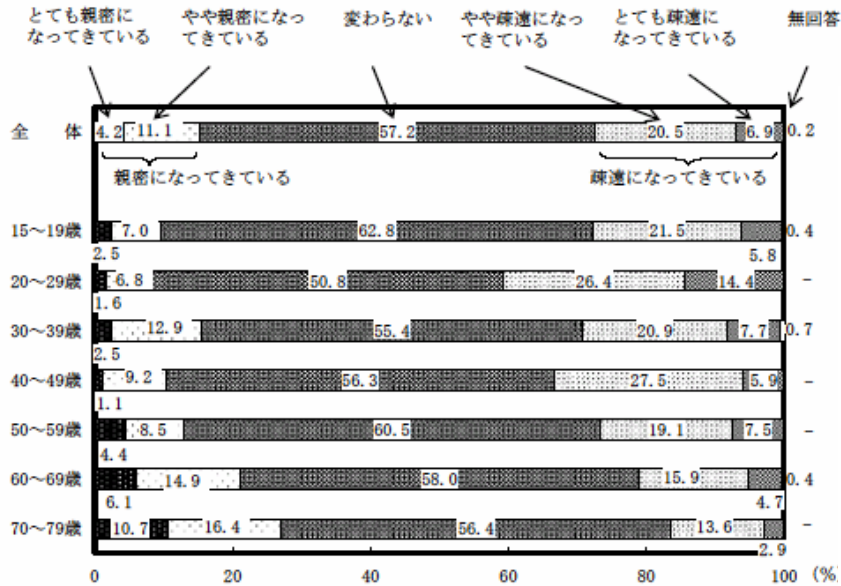


(出典) 平成17年度消防白書 (消防庁)

## 地域の人をつながり

◆周囲の近所付き合いの状況について「変わらない」と回答した人の割合が約6割

質問「あなたは、近年、ご自身の周りで近所付き合いがどのように変化してきていると感じますか。(〇は1つ)」

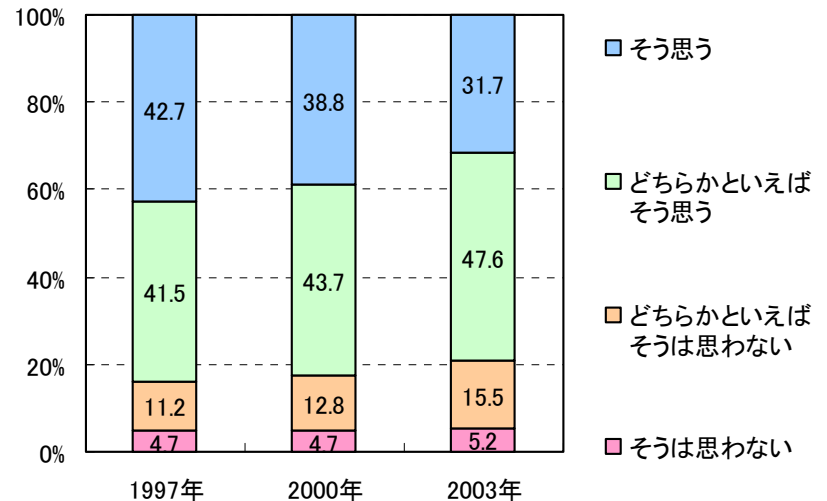


(備考) 回答者は、全国の15～79歳までの男女3,908人。

(出典) 平成15年度国民生活選好度調査(内閣府)

◆必要に応じて、隣近所に干渉していこうと考えている人が増えてきている

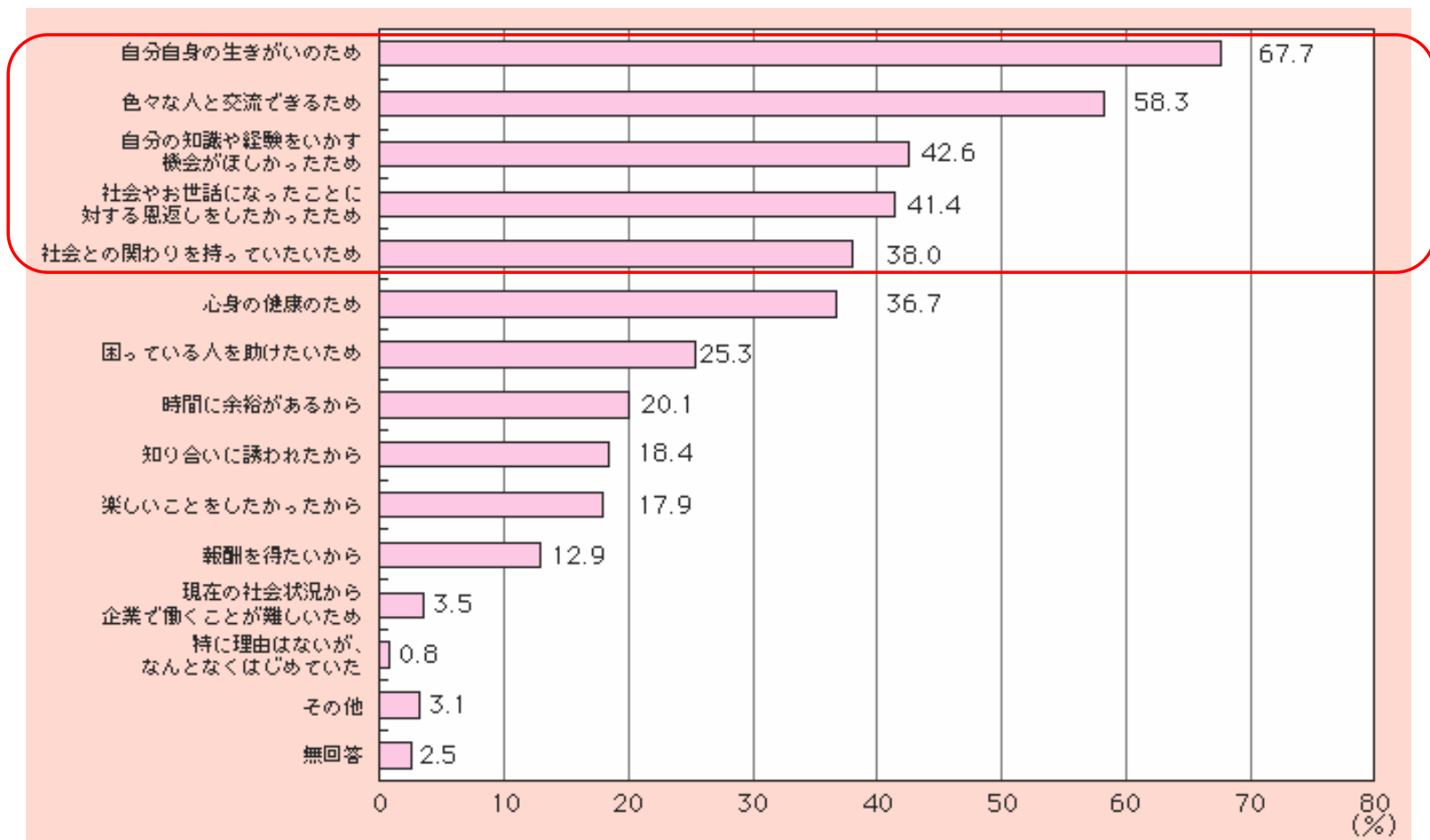
迷惑がかからなければ、隣近所の人とはお互いに干渉しない方がよい



(出典) 生活者1万人アンケート調査(野村総研)

## 地域の活動などへの参加①

### ◆ ボランティア活動への参加理由（複数回答）

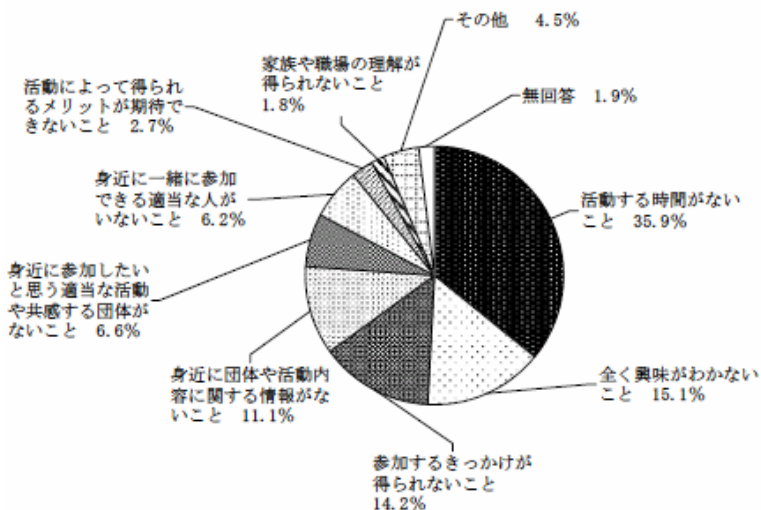


（出典）構成者の社会参加の促進に関する調査（平成16年度、内閣府）

## 地域の活動などへの参加②

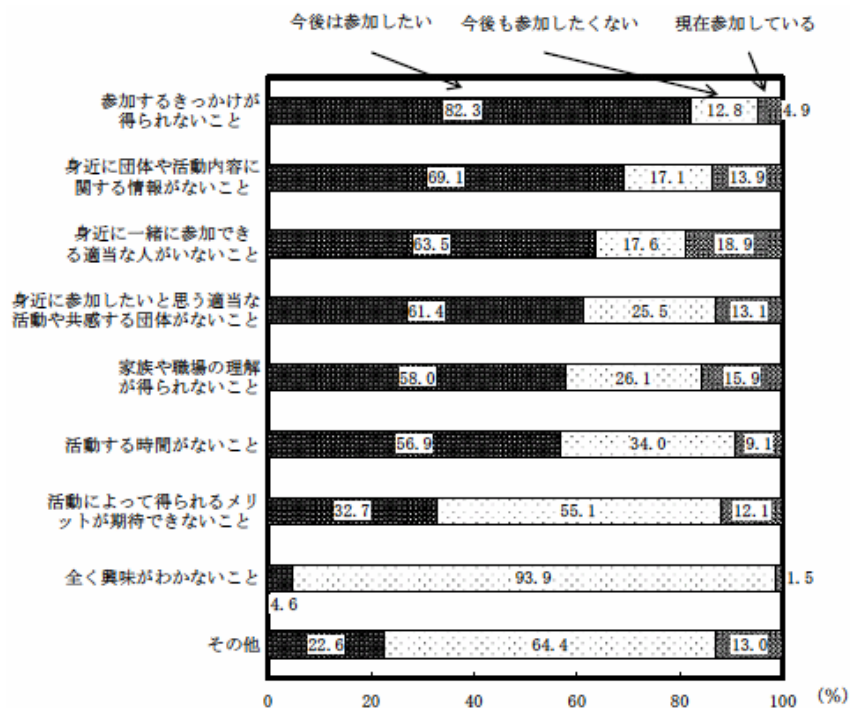
◆地域の活動などへの参加を妨げる要因は「活動する時間がないこと」と回答した人の割合が約4割

質問「NPOやボランティア、地域での活動に参加する際に苦勞すること、または参加できない要因となることはどんなことですか。あなたにとってあてはまるもの1つに○をお付けください。(○は1つ)」



(備考) 回答者は、全国の15～79歳までの男女3,908人。

◆きっかけが得られないことが参加の妨げの要因と回答した人は今後の参加意欲が高い



(備考) 1. 回答者は、全国の15～79歳までの男女3,831人。  
 2. 「今後は参加したい」は、「過去に参加したことがあり、また参加したい」、「これまで参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した人の合計の割合。「今後も参加したくない」は、「過去に参加したことがあるが、もう参加したくない」または「これまで参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」と回答した人の合計の割合。「現在参加している」は、「現在、積極的に参加している」または「現在、お付き合いで参加している」と回答した人の合計の割合。

(出典) 平成15年度国民生活選好度調査(内閣府)

## コミュニティレベルの地域運営事例①

### ◆まちづくり情報銀行と住民主役のまちづくり補助金制度（熊本県氷川町）

●旧宮原町の将来像を描く総合振興計画の策定にあたって、住民と行政が協働で取り組むためのまちづくりの拠点として「まちづくり情報銀行」を設置し、役場企画課8名が常駐。

●旧宮原町の14の地区毎に「まちづくり支店」があり、支店長、次長など約130名の行員（まちづくり推進員）で運営。

●各支店では、地区ごとの地域づくり目標（地区別計画）の実現に向けて支店会議や地区会議が行われ、具体的な取り組みを推進。

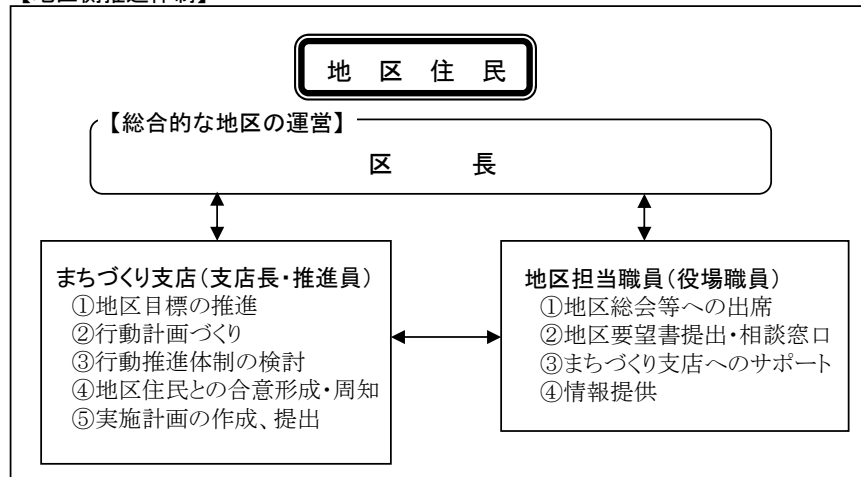
●まちづくり情報銀行本店から各支店に対して、地区担当職員や本店から職員などの人的支援。

●地区の活動費として「住民主役のまちづくり補助金」 350万円/年を準備。

●補助に際しては、「支店長会議」で、内容や金額の審査が行われ、補助額が決定されるという仕組み。

●住民自ら企画・立案し、お互い（各支店長）で事業や経費について審査し承認。承認された事業のみ町長が交付決定。

#### 【地区側推進体制】

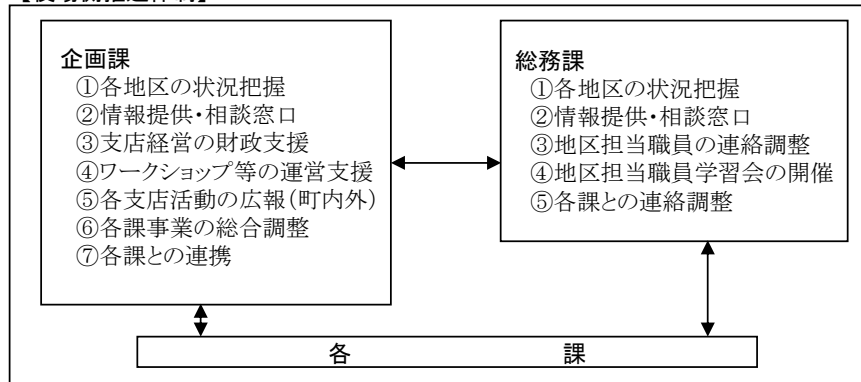


▲まちづくり情報銀行



▲住民主体の公園づくり

#### 【役場側推進体制】



▲まちづくり講習会の様子

（出典）熊本県氷川町ウェブサイトより作成

## コミュニティレベルの地域運営事例②

### ◆世田谷まちづくりセンターと世田谷まちづくりファンド（東京都世田谷区）

●住民・企業・行政が互いに触発し学び合い、協議して進めるパートナーシップ型まちづくりを推進するため、世田谷まちづくりセンターを設置（H4）。その特徴は以下のとおり。

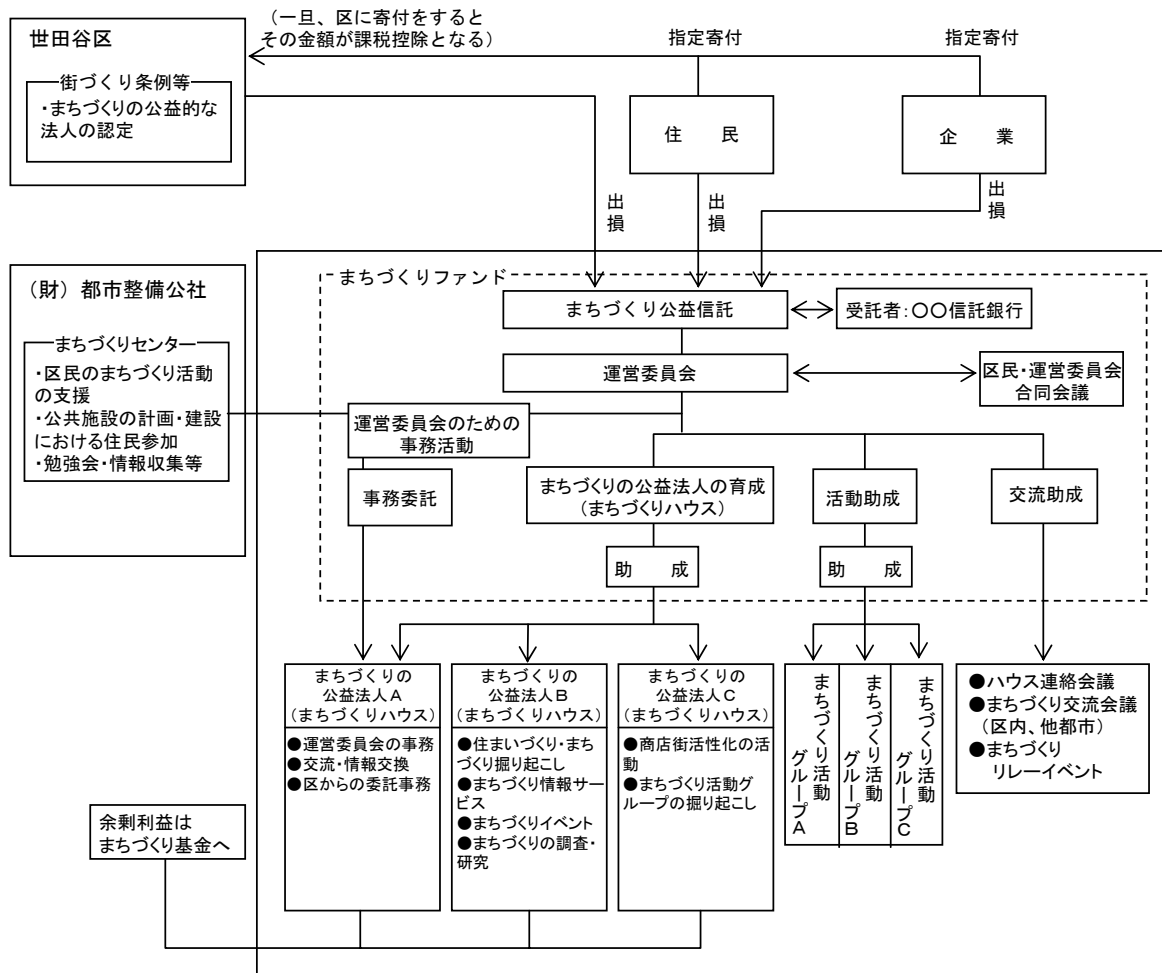
- ・ファンドとの連携による住民活動支援
- ・まちづくり活動グループとのネットワークの蓄積
- ・区の外郭団体であることによる住民と区との橋渡し
- ・参加型まちづくりのノウハウの蓄積
- ・まちづくり情報の集積
- ・ソフト面の重視

●また、公益信託制度を活用し、「世田谷まちづくりファンド」を設定（H4）。まちづくりという公益的な目的のために、財産の運用益の活用等により助成金を給付。

●ファンドが助成するまちづくり活動とは、「世田谷区内を対象とした住みよい環境づくりにつながる活動」であり、以下の4つの部門からなる。

- ・まちづくりはじめの一歩助成
- ・まちづくり活動助成
- ・まちづくりハウス設置・運営助成
- ・特別テーマ助成

●学識経験者や住民、企業、行政からなる運営委員会が受託者に勧告し、これに基づいて受託者を決定。



(出典) 世田谷まちづくりセンターウェブサイト等より作成

## コミュニティレベルの地域運営事例③

### ◆コミュニティ運営協議会とまちづくり交付金制度（福岡県宗像市）

●平成9年5月に「宗像市コミュニティ基本構想」（H9）に基づき、小学校区を基準に市内を8コミュニティ地区に分割（市町村合併により現在は13地区）し、以下の取組により、コミュニティ運営協議会を中心とした取り組みを推進。

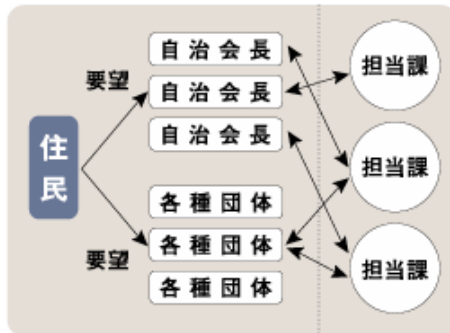
- ・コミュニティセンターの整備
- ・コミュニティセンターへの市職員 の派遣
- ・行政情報提供等のアドバイス等

●H17より行政区長委嘱制度を廃止し、行政区長が担当していた業務をコミュニティ運営協議会に移行。

●合わせて、これまで行政区長に支払われていた報酬、各種団体や自治会に交付されていた補助金などを整理・統合してまちづくり交付金制度を創設。各コミュニティ運営協議会に交付される金額は、コミュニティの人口や面積で算出。

●さらにH18より、現在、子ども会、福祉会などの地域で活動する各種団体や自治会（区・町内会）へ、市の担当課から活動を支援するために交付している補助金のうち、コミュニティ活動に関係する分の見直しを行い、整理・統合して、まちづくり交付金に含めて交付する予定。

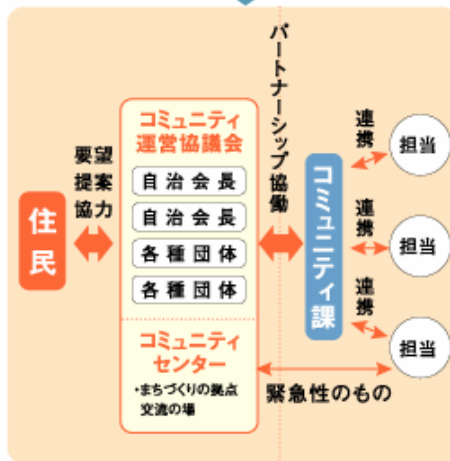
【行政区とコミュニティの違い】



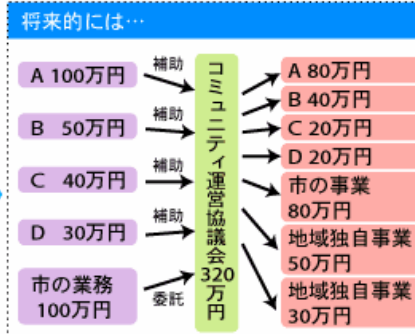
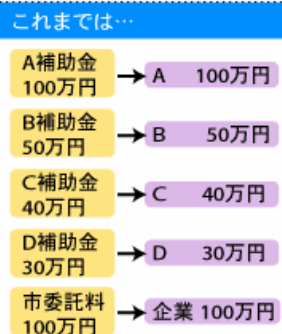
南郷地区の  
コミュニティセンター



まちづくり計画原案作成のための  
ワークショップの様子



【まちづくり交付金制度】



（出典）福岡県宗像市ウェブサイト等より作成

## 高齢者の人材マッチング事例

### ◆滋賀県レイカディア大学（滋賀県社会福祉協議会）

●高齢者の社会参加意欲の高まりに応え、高齢者が新しい知識、教養と技術を身につけ、地域人へと自分変革したい人や、地域のリーダーとなるための生涯学習の場として、高齢者に生涯学習の機会を提供するとともに、社会参加や地域づくりにおけるリーダーを養成するために開設。

●県内に在住する満60歳以上の方で、大学の趣旨を理解し、学習意欲に富み、通学および各種講義に参加しうる健康を有し、かつ地域で指導的な活動を目指す方であればどなたでも入学可能。授業料は年額16,000円（予定）。

●レイカディア大学を卒業後、地域でボランティアとして活動する意欲があれば、レイカディア大学地域活動人材情報（レイボラ）に「地域活動人材」として、活動分野、居住地別にインターネットで検索可能な状態で登録。

#### (1) 必修講座

地域のリーダーとして必要な知識、考え方、また地域活動の企画・運営の方法などを、実地研修を含めながら学ぶ。

学習領域	主な学習内容
人間理解	福祉、人権、健康・保健、生きがいづくり、仲間づくり、家族、レクリエーション
郷土理解	郷土（自然・歴史・文化・芸術）、自然保護、環境保全、資源、まちづくり、地域振興
社会参加	地方自治、政治、経済、国際、法律、社会保障、生涯学習、ボランティア、自己実現
学校行事	オリエンテーション、入学式、卒業式、学習発表会（体育行事・文化行事）、修学旅行、自主活動、公開講座

#### (2) 選択講座

専門的な知識・技法を学び、卒業後の地域活動に役立てる力を養う。

学習領域	主な学習内容
園芸学科	庭木・庭園の作り方、土壌・肥培管理、剪定、つぎ木、その他
陶芸学科	陶芸の科学・歴史、作陶、素焼、本焼、その他
生活科学学科	衣生活、食生活、住生活、食品衛生、高齢者介護、福祉、環境問題、消費の科学、その他
文芸学科	文学、歴史、短歌、俳句、書道、その他
スポーツ・レクリエーション学科	精神保健、保健体育、救急法、ニュースポーツ、フォークダンス、レクリエーションダンス、日本民謡、創作活動（クラフト）、その他

#### (3) 学校行事

学内、学外における行事を通じて、自主的、組織的な活動の進め方を身につける。

#### (4) 自主活動・クラブ活動

学生が自主的に工夫して行なう活動を通じて、人間関係の向上を図るとともに、地域活動の進め方を身につける。



▲レイカディア大学



▲授業風景

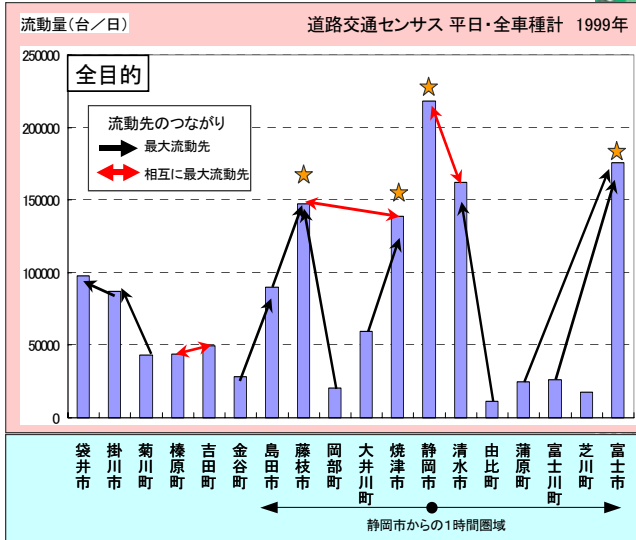


▲授業風景

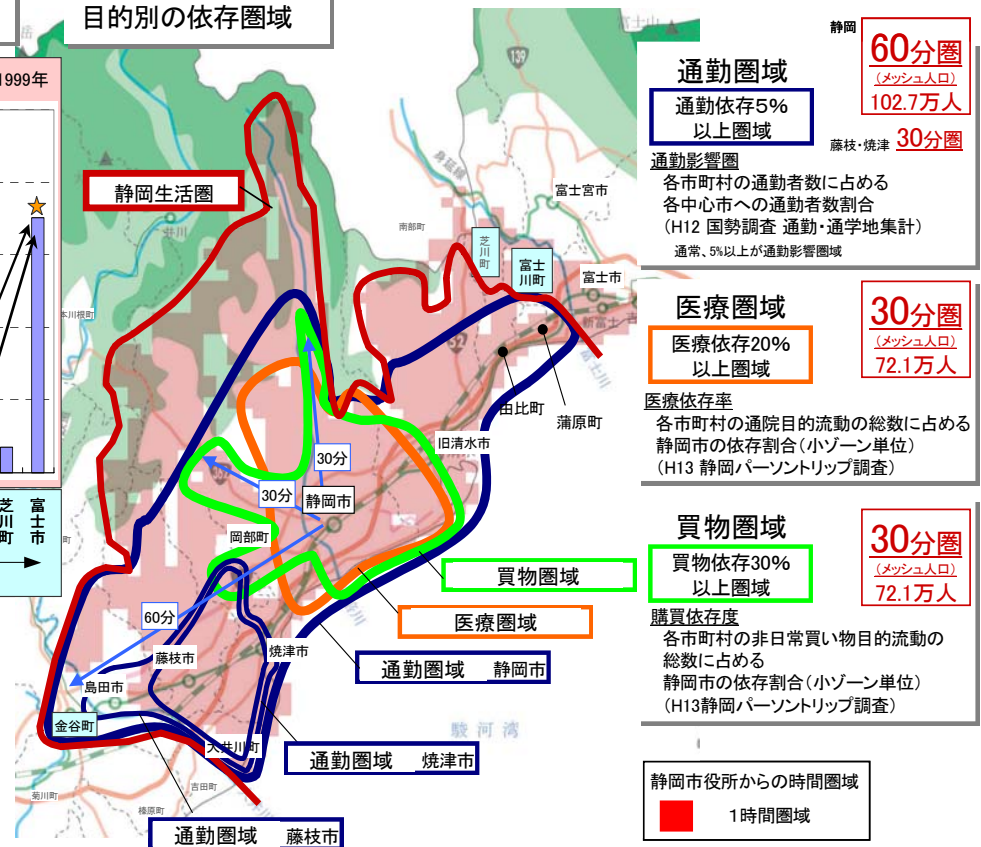
# 通勤、医療、買い物など目的別に圏域が重層化している事例

## ◆静岡都市圏（静岡県静岡市）

自動車の流動先からみた市町村間のつながり



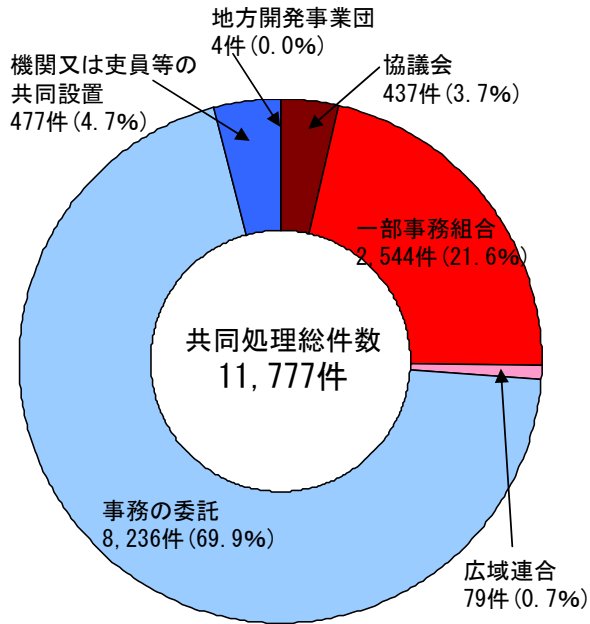
目的別の依存圏域



(出典) 新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系最終報告(2005、国土交通省)

# 広域行政機構等による事務の共同処理の状況

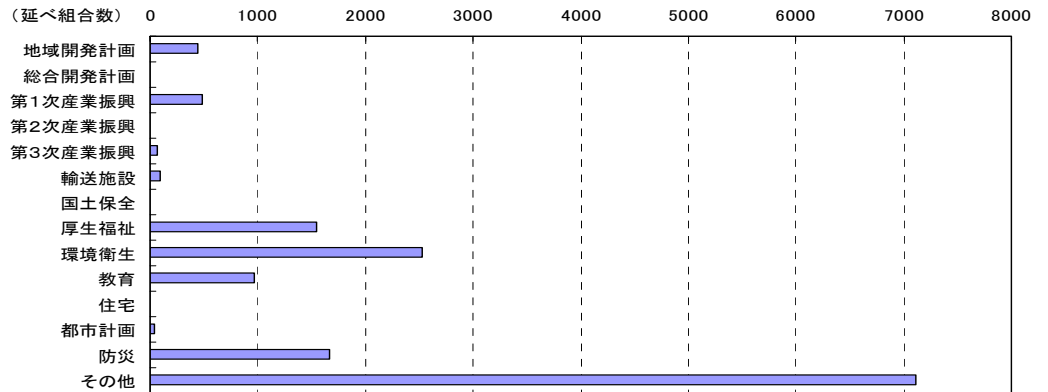
## ◆地方公共団体間の事務の共同処理の状況



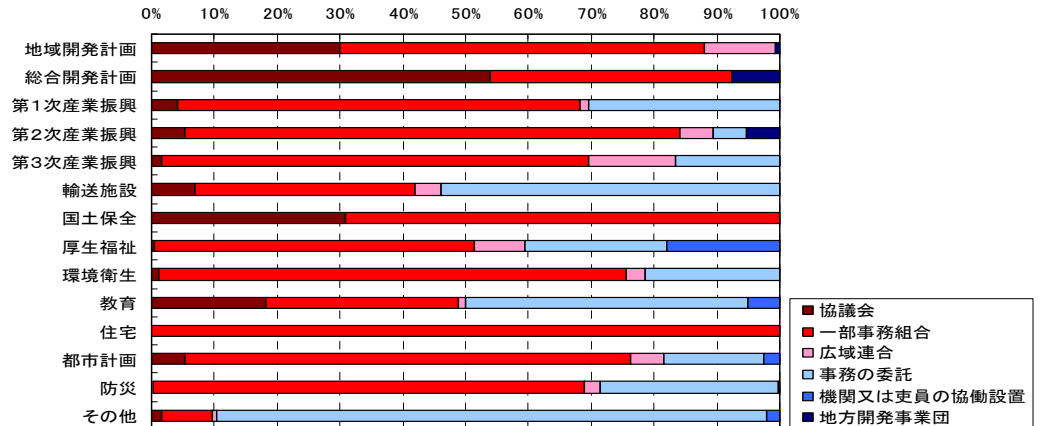
(備考)  
 協議会…地方自治法第252条の2に定める協議会。  
 一部事務組合…地方自治法第284条に定める一部事務組合。  
 広域連合…地方自治法第284条に定める広域連合。  
 地方開発事業団…地方自治法第298条に定める地方開発事業団。

## ◆事務の種類別共同処理の状況

### 【延べ組合数】



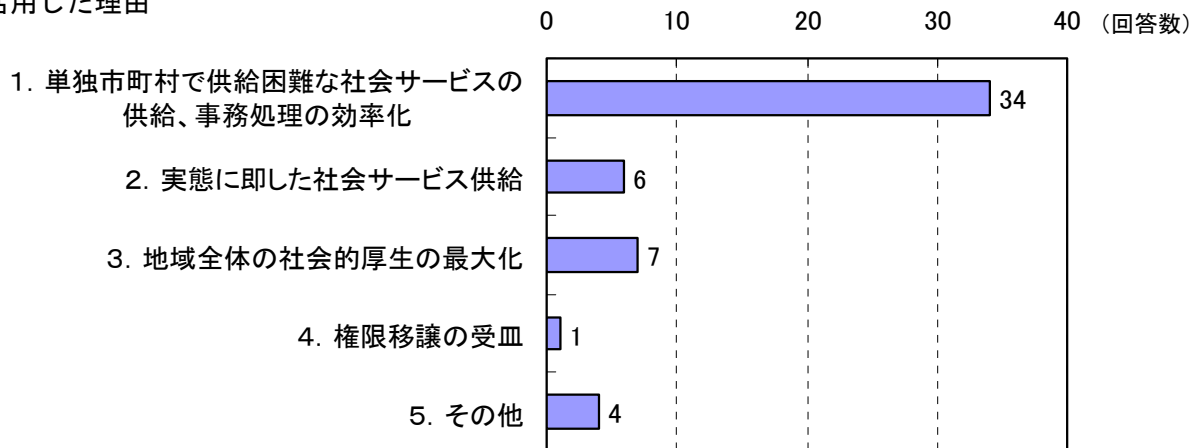
### 【処理方式別割合】



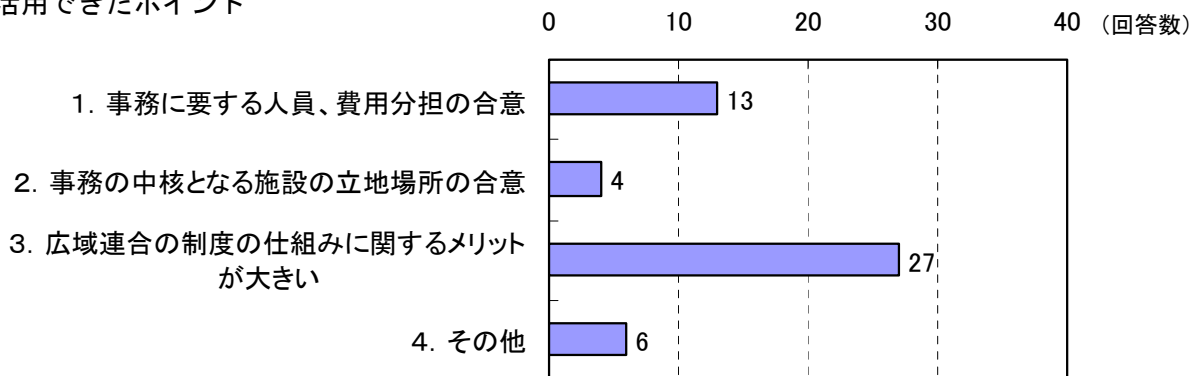
(出典) 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調 (平成14年7月1日現在) の概要 (総務省) より国土交通省国土計画局作成

## 広域連合制度の活用

### ◆広域連合制度を活用した理由



### ◆広域連合制度を活用できたポイント



(備考) 平成18年1月に広域連合に対しアンケート調査を実施。52の広域連合から回答を得た。

(出典) 国土計画局作成

## 広域連合の事務にかかる構成市町村の負担割合の例

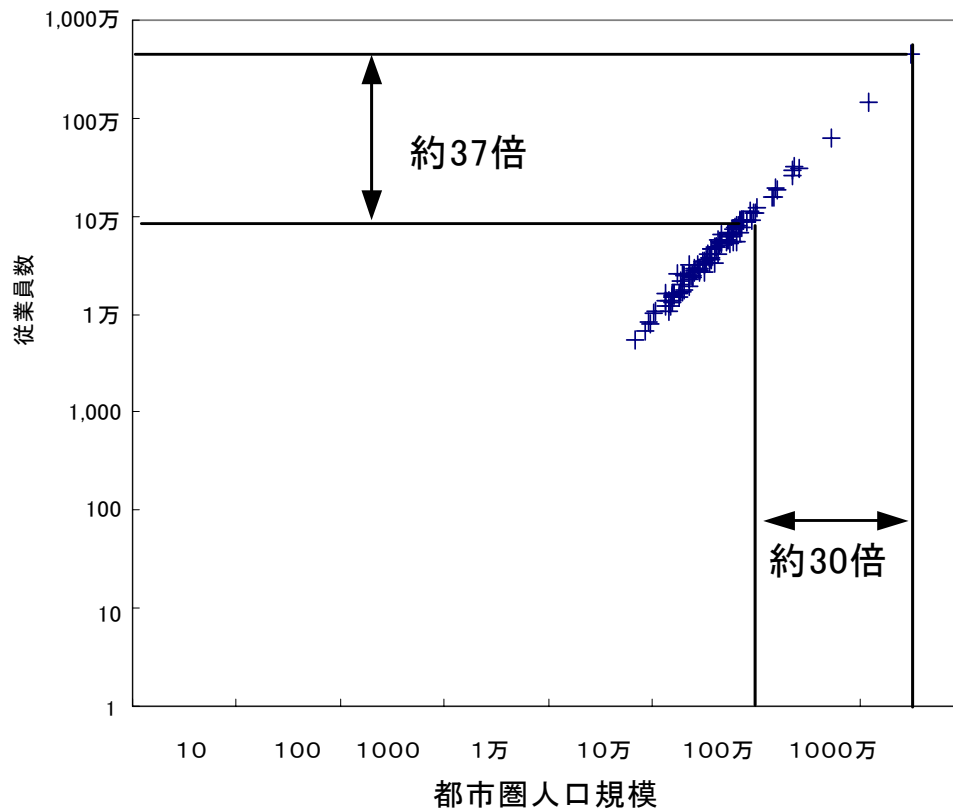
### ◆佐久広域連合（長野県）

処理事務	経費	負担割合	
		均等割	人口割
広域市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	運営費	20%	80%
広域市町村圏計画において広域連合が行うとされた事業の実施に関する事務	運営費	20%	80%
火葬場施設の設置及び管理に関する事務	公債費		100%
	管理運営費	20%	80%
血液保管所の設置及び管理に関する事務	運営費	20%	80%
消防施設の設置及び管理に関する事務（消防本部のみ抜粋）	運営費	10%	90%
と畜場施設の設置及び管理に関する事務	公債費		100%
視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務	管理運営費	20%	80%
養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関する事務	公債費		100%
生活保護法による救護施設の設置及び管理に関する事務	公債費		100%
病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務	運営費	20%	80%
介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	運営費	20%	80%
関係市町村職員の人材育成に関する事務	運営費	20%	80%
広域的な観光振興に関する事務	運営費	20%	80%
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務	運営費	消防施設の設置及び管理に関する事務と同様の負担割合	
地方分権等に関する調査研究に関する事務	運営費	20%	80%

- ・「人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前年の10月1日現在における住民基本台帳に記載されている人口による。
- ・議会費については、均等割20%、人口割80%とする。
- ・介護認定審査会の設置及び運営に要する経費についての人口割は、40歳以上の人口とする。
- ・旧伝染病舎に係る地方債の償還については、広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
- ・高速救急業務経費負担金については、特別交付税に関する省令に規定する高速道路等救急業務に係る特別交付税の単独実施として交付される前年度交付額に相当する額とし、均等割り10%、人口割90%とする。
- ・北部消防署の管理運営費及び公債費の佐久市分については、合併前の臼田町の区域における人口を算定基礎に按分する。
- ・川西消防署の管理運営費及び公債費の佐久市分については、合併前の望月町の区域及び合併前の浅科村の区域における人口を算定基礎に按分する。

（出典）佐久広域連合規約

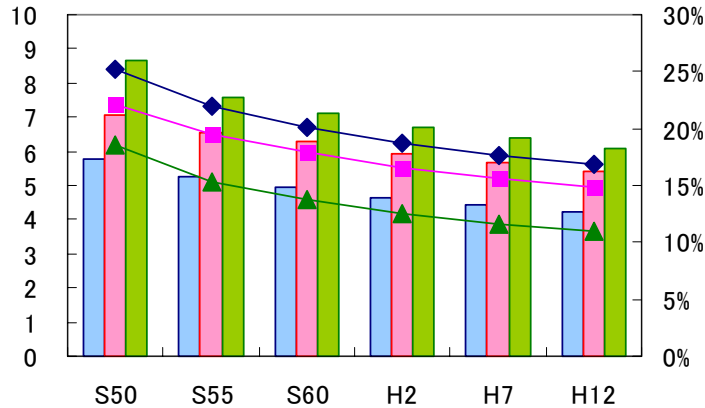
## サービス業の従業員数と都市圏人口規模の相関



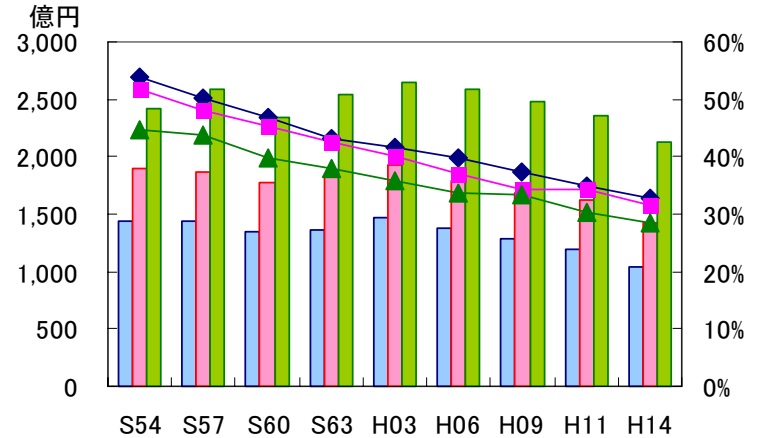
注) ここでの都市圏は「日本の都市圏設定基準」(金本良嗣、徳岡一幸) (2001.7) による。  
(出典) 事業所・企業統計 (平成12年) より国土交通省国土計画局作成

## 都市の拠点性の低下

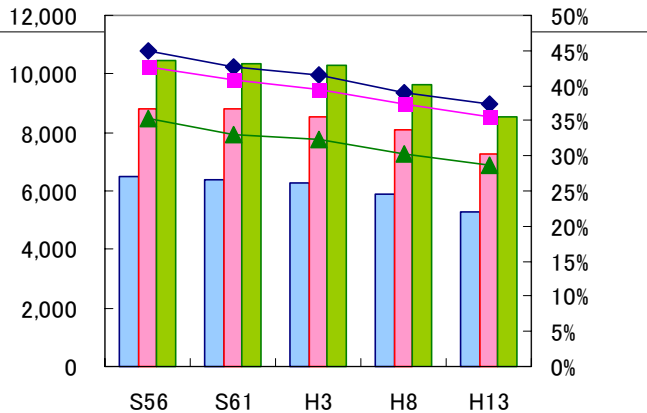
◆都市人口規模別の中心部の人口の推移(平均)  
万人



◆都市人口規模別の中心部の販売額の推移(平均)  
億円



◆都市人口規模別の中心部の事業所数の推移(平均)



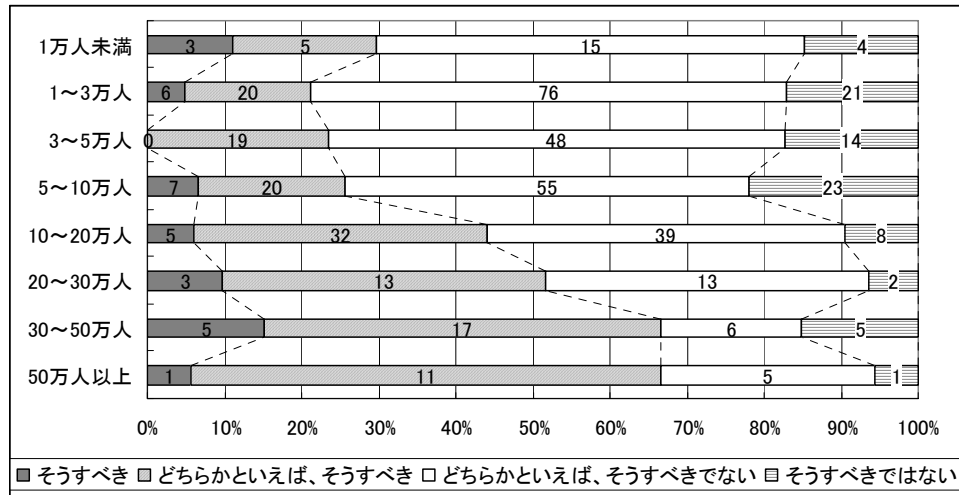
■ 20~30万人 ■ 30~50万人 ■ 50万人以上 (実数)  
◆ 20~30万人 ◆ 30~50万人 ◆ 50万人以上 (市全体に対する割合)

※三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)以外の地域における人口20万人以上の都市(政令指定都市を除く)を対象として国勢調査、事業所・企業統計調査及び商業統計調査を集計。

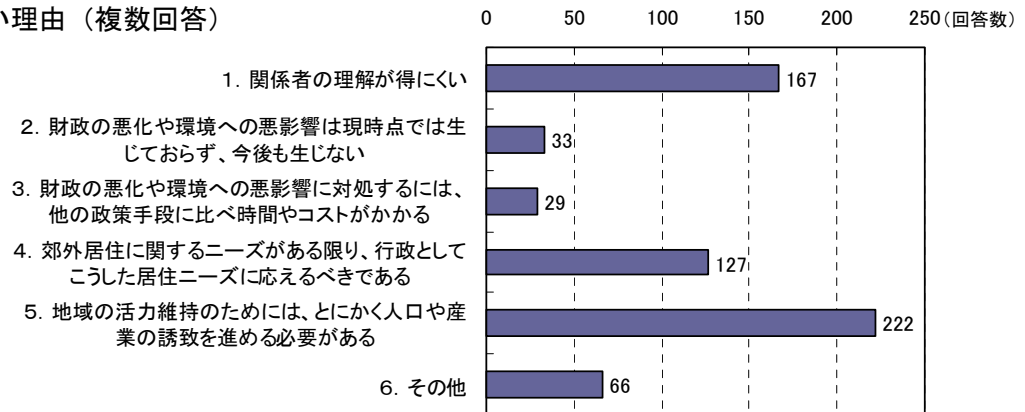
※過年度の販売額データについては、平成14年度の消費者物価指数を100として補正。

## 市街地の計画的な縮退

### ◆市街地の計画的な縮退の是非



### ◆市街地の計画的な縮退をすべきでない理由（複数回答）



（備考）平成18年1月に線引き都市計画区域を有する市町村に対しアンケート調査を実施。460市町村から回答を得た。

（出典）国土計画局作成